

長崎大学多文化社会学部
2026年度中国政府奨学生募集要項

2026年1月
多文化社会学部

多文化社会学部では、学部で学んだ専門知識を土台として、留学先大学において更に専門性を深めることを目的として、「オランダ特別コース」に所属する学生には原則として半年から1年間の中期・長期留学を義務付けるとともに（※注1）、「国際公共政策コース」、「言語コミュニケーションコース」、「社会動態コース」及び「共生文化コース」に所属する学生にも留学を推奨している。

については、2026年9月から中国の大学へ中国政府奨学生（国費留学生）として1年間の長期留学をする多文化社会学部学生を、以下により募集する。

（※注1）平成30年度以降入学者については、中期・長期留学はオランダ特別コースにのみ義務付けられる。

I. プログラムの概要

1. 留学先大学

留学先大学は、中国国家留学基金管理委員会の下記のウェブサイト「Study in China／留学中国」ページ内「Universities／中国院校」欄において、中国政府奨学生が利用可能な大学及び専攻として掲載されている大学とする。

<http://www.csc.edu.cn/laihua/>

ただし、大使館への申請時に、留学先大学の「受入内諾書」を提出する必要があるため、本学協定校を推奨する（協定校一覧は以下のURLを参照すること）。

<https://global.nagasaki-u.ac.jp/en/partners/>

2. 留学の期間及び身分等

（1）留学期間は12ヶ月以内とし、留学期間の区切りは留学先大学が定める学期に従う。

（2）派遣学生は、本学において原則「留学」、留学先大学において「普通進修生（学部研究生）」として取り扱われる。留学先大学での修了時に修了証書が授与されるが、学位は授与されない。

3. 単位の認定及び授業料等

（1）留学期間中に取得した単位は、別に定めるところにより、単位の認定を申請することができる。

（2）留学期間は、本学の卒業に必要な在学期間として算入できる。（休学して渡航する場合は除く）

（3）留学期間中は、本学に授業料を納付し、留学先大学の授業料は免除される。（休学中は本学への授業料の納付は行わない）

4. 奨学生等

（1）奨学生（生活費）の支給：月額3,000元

（2）学費と寮の免除：大学側の事情（満室等）により校外のアパートに入る場合がある。その場合は下記の基準で居住手当が支給される。ただし、家族を同伴し、寮に居住することができない場

合や本人の希望で校外のアパート等に入居する場合は居住手当が支給されない。

普通進修生：月額 700 元

(3) 中国平安養老保険株式会社「来華人員総合医療保険」(医療保険)に無料で加入できる。内容については、<http://www.1xbx.net/article/baoxian-61.html>の中の「留学生保険 800 方案二(方案二)」の「言語選択」で日本語を選択し、「查看詳情」にクリックした後、「保障内容」より確認可能。

II. 出願資格

以下の 7 つの条件に加えて、1 ~ 5 に定める学部の出願資格を、学部内申請期限までに全て満たすこと。

○日本国籍を有する者（日本と中国との二重国籍は不可）

※過去に中国籍を有していた者は、2022 年 5 月以前に中国籍を放棄し、日本国籍を有していること。

※2022 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日の間、合計 2 年以上、中国以外の国に居留しているまたは居留を予定していること（1 年の内 9 か月以上滞在すれば 1 年間の滞在とみなされる。2022 年 5 月 1 日以降にパスポートに記載された中国の出入国の記録等が根拠となるため、その記録等を CSC 電子申請システムでアップロードする必要がある。）

○日中両国の友好の懸け橋となろうとする意欲を持つ者

○留学期間中、毎月のレポート提出（800 字以上）を行える者

○心身ともに健康で、団体生活のできる者

○中国政府の法律法令、学則、制度を順守する者

○自己責任の原則を理解して、節度ある行動ができること

○留学先大学が求める中国語能力又は英語能力を満たすこと

（授業が中国語又は英語で行われる課程によって求められる語学力が異なる）

1. 留学の開始時期が 2 年次後期以降であること。
2. 2025 年度前期までの GPA が 2.8 以上であること。
3. 希望する派遣先大学が定める語学能力及び学業成績要件等を満たしていること。
4. 語学能力については、漢語水平考試 (HSK) 4 級以上を有し、かつ、TOEFL ITP (PBT) 500 点以上、TOEFL iBT 61 点以上又は IELTS 5.5 以上のいずれかを有すること。
ただし、主として英語による授業を受ける場合の英語能力は、TOEFL ITP (PBT) 550 点以上、TOEFL iBT 79 点以上又は IELTS 6.0 以上のいずれかとする。
5. 「別表 中長期留学出願に必要な修得単位数」に定める修得単位数を満たしていること。

表 中長期留学出願に必要な修得単位数

留学開始時期	必要な単位数	計算方法
2 年次後期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 30 単位以上（単位認定された科目を含む。）	1 年次前期に修得した単位数 + 1 年次後期の履修登録単位数
3 年次後期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 60 単位以上（単位認定された科目を含む。）	2 年次前期までに修得した単位数 + 2 年次後期の履修登録単位数
4 年次後期	教養教育科目と専門教育科目を合わせて 100 単位以上（単位認定された科目を含む。）	3 年次前期までに修得した単位数 + 3 年次後期の履修登録単位数

<GPA の算定学期>

申請学生の年次	GPA
4 年次	4 年前期まで
3 年次	3 年前期まで
2 年次	2 年前期まで
1 年次	1 年前期まで

3. 応募の手続き

本プログラムに応募する学生は、次のとおり応募手続きを行うこと。

段階	応募書類	提出締切日
第一段階	留学希望者は、自ら留学先大学の情報収集や留学計画の検討を行うことは当然だが、留学先大学、開講科目、語学能力について疑問がある場合は、 <u>適宜、楊 晓安教授または王維教授に相談すること。</u>	募集期間中
第二段階	<p>次の書類を学務係へ提出すること。</p> <p>①中国政府奨学金留学生申請書（様式 1） <u>※申請時点での指導教員の承諾を得ること。また、次の指導教員が決まっている場合は、その教員にも留学計画について承諾を得ておくことが望ましい。</u></p> <p>②留学目的・留学計画（様式 2） <u>※留学目的、志望大学を選んだ理由、留学経験をどのように活かしたいか等について具体的に記入すること。</u></p> <p>③漢語水平考試 (HSK) の証明書（検定結果の写し等）（有効期間 2 年）</p> <p>④英語の語学力証明書（検定結果の写し等）</p> <p>⑤成績証明書</p>	2026 年 2 月 2 日（月） 17 : 00
第三段階	3 名以上から申請があった場合は申請書類を基に面接を実施する場合がある。	
選考後	応募学生へ選考結果の通知を行う。被推薦者は、留学支援課の指示に従い、2～3 月にかけて、定められた手続き、書類の提出などを遅滞なく行う。	

IV. 学部内選考について

1. 選考の時期

学部内選考は 2026 年 2 月中に実施する。

2. 選考方法

(1) 選考は、申請書類及び面接（3 名以上から申請があった場合のみ）によって行う。

選考項目：①志望動機、②留学計画、③GPA、④英語能力、⑤中国語能力

(2) 面接では、出願書類を基に質疑を行い、選考委員は、各選考項目に従って「強く推薦する」（5 点）、「推薦する」（3 点）、「あまり推薦しない」（1 点）の 3 段階で評価する。

- (3) 選考項目ごとに選考委員の評点を合計し、全項目の合計点に沿って順位を決定する。
- (4) 全選考項目の総合計点の上位 2 名を留学支援課へ推薦する。

V. 備考

- (1) 協定校によって必要とする GPA や英語資格試験の種類・スコアが異なるため、派遣を希望する大学の HP 等で最新の情報を確認すること。
- (2) 学部内選考で留学を認められた場合でも、次の場合は派遣できないことがある。
 - ・派遣先の留学許可が得られなかつたとき
 - ・誓約書に記載された事項を守ることができないとき
 - ・その他、留学が適当でないと本学部が認めるとき

VI. 問い合わせ

募集要項に関して・・・多文化社会学部学務係

電話：095-819-2030

E-mail : hss_ryugaku@ml.nagasaki-u.ac.jp

留学相談に関して・・・楊 晓安 教授

E-mail : xiaoan@nagasaki-u.ac.jp

または

王 維 教授

E-mail : wangw@nagasaki-u.ac.jp